

第5章

取組方針



01 課題解決に向けた取組方針

以下の方針を立て、課題の解決に向けた取組を行います。

美しさや落ち着きのある まちなみへの景観誘導を行います

住宅の建築等を行う際には、景観計画に定めたルールに基づいて、周囲の景観と調和のとれたまちなみとなるように誘導します。住宅地における景観については、敷地・街区の状況に応じ、生け垣や植栽スペース等の設置など、敷地周りの緑化を誘導します。また、河川等周辺については、緑化の推進に加え水辺と調和した建築物を誘導するなど、水辺と周辺地域が一体となる景観を形成していきます。

近年、土地利用転換などによる大規模な共同住宅の建設が増えています。こうした大規模な建築物は周囲に与える影響も大きいことから、建築物の外観や色彩、緑化等について、専門家の意見を聴きながら景観づくりを進めます。

これら景観形成を図るうえでは、区民、事業者の理解を深めることが大切であり、景観への理解や関心を高めるため、制度の周知を図ります。

みどりの保全と創出を図ります

豊かなみどりは人々に潤いと安らぎを与えてくれます。また、グリーンインフラ*の整備を進めることによって、生物多様性*の維持・確保や水害・浸水対策の機能向上など、自然環境が持つ多面的な効果を生かすことができます。区の豊かなみどりを継承していくために、みどりに関する施策との連携を図るとともに、既存樹木の保全を促します。

住宅地におけるみどりの創出を図るため、みどりに関する普及啓発をみどりの施策と連携して行います。

魅力ある公的空間を形成します

幹線道路沿道については、耐震化・不燃化、街路樹などのみどりの育成を行うことで、延焼遮断帯*やみどりの軸を形成するとともに、商業・業務施設と住宅が調和する魅力的な景観形成を図ります。

駅周辺の景観については、交通拠点である駅及び駅周辺を核とした多心型拠点の形成を図るまちづくりを進めており、駅前に人々が集い、憩えるような空間を創出するなど、各駅周辺の特色や魅力を生かしていきます。

また、区内には多くの区立施設や、公園、河川、道路などの公共空間が広がります。こうした区立の公共施設を整備する際には、専門家等の意見を聴きながら、より魅力ある景観形成を図ります。

さらに、地域の景観に対して大きな影響を与える公共施設を「景観重要公共施設」として指定し、地域の良好な景観との調和を図っていきます。

歴史と文化を後世に伝える 景観資源を保存・活用します

区内には、歴史ある建築物や、地域の象徴ともいえる樹木があります。こうした建築物や昔から地域に親しまれた樹木などは、区の大切な景観資源として後世に残していくために、景観法に基づく「景観重要建造物」や「景観重要樹木」の制度を活用します。

また、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」は、区内外にも紹介をし、区の観光資源としての活用を図ります。